

日本機械学会の「機械遺産」認定基準

2006年3月22日 理事会承認

2008年5月13日変更

【目的】

歴史に残る機械技術関連遺産を大切に保存し、文化的遺産として次世代に伝えることを目的に、主として機械技術に関わる歴史的遺産「機械遺産」(Mechanical Engineering Heritage)について日本機械学会が認定する。

【認定の指針】

「機械遺産」とは機械技術の歴史を示す具体的な事物・資料であって、以下のいずれかに合致するものをいう。

- (1) 機械技術の「発展史上」重要な成果を示すもの(工学的視点から)。
- (2) 機械技術で「国民生活、文化、経済、社会、技術教育」に対して貢献したもの。

各項目の内容

- (1) 機械技術発展史上重要な成果を示すもの
 - ・機械技術で独創性または新規性のあるもの
 - ・品質または性能が優秀なもの
 - ・機械技術の進歩発達の過程において一時代を画したもの(改良発達)
 - ・新たな産業分野の創造に寄与したもの(波及効果のあったもの)
 - ・設計上特筆すべき事項のあったもの
 - ・日本のものづくりの心と技を端的に示すもの
- (2) 機械技術で国民生活、文化・経済、社会、技術教育に対して貢献したもの
 - ・国民生活の発展、新たな生活様式の創出に顕著な貢献のあったもの
 - ・国民生活・文化に貢献したもの
 - ・地域の発展と活性化に貢献したもの
 - ・社会、文化と機械技術の関わりにおいて重要な事象を示すもの(最初、最古のもの)
 - ・動態保存で現在も活用されているもの
 - ・製造当初の姿を良くとどめているもの
 - ・意匠上特筆に値するもの
 - ・機械技術の継承を図る上で重要な教育的価値を有するもの

【認定基準】

次の各項目のいずれかに該当するもので、広く機械技術・機械工学に寄与したもの。

- (1) 対象物が、その独自性(例えば、はじめて開発されたもの、最初のもの、現在最古のもの、以前に広く使われた機械で使用されている最後のもの)によって区別されるもの。
- (2) その他、機械技術史上の特徴を保有しているもの。
- (3) 既に博物館などで記念物として認定されたものも含む。

【認定対象】

認定対象としては原則として

- (1) Site: 歴史的景観を構成する機械遺産
- (2) Landmark: 機械を含む象徴的な建造物・構造物
- (3) Collection: 保存・収集された機械
- (4) Documents: 歴史的意義のある機械関連文書類

【対象となる時代】

原則として産業革命以降の工業化がなされた時代を対象とするが、必要に応じて範囲を遡及的に拡大することを妨げない。また、年代の下限は設けない。